

令和6年度

## 専用水道水質検査計画

《 水質検査計画の内容 》

- 1 水質検査の方針
- 2 水道事業の概要
  - (1) 給水状況
  - (2) 水源名称及び種別
  - (3) 浄水場の名称及び浄水処理方法
- 3 原水及び浄水の水質状況
  - (1) 原水の水質状況
  - (2) 浄水の水質状況
- 4 水質検査
  - (1) 検査項目と検査回数
  - (2) 採水場所
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の実施方法
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
  - (1) 水質検査計画の公表
  - (2) 検査結果の公表
- 8 その他
  - (1) 水質検査の精度と信頼性保証
  - (2) 関係者との連携

松野町役場 建設環境課

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 343 番地

TEL 0895-42-1115 FAX 0895-42-1119

Mail : m-kensetsu@town.matsuno.ehime.jp

## 1 水質検査の方針

- (1) 採水場所は、水道法で検査が義務付けられている給水栓に加えて、浄水場の浄水及び水源とします。
- (2) 検査項目は水質基準項目、浄水場の維持管理上必要な項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目とします。
- (3) 検査回数
  - ア 水道法に基づき、色、濁り、残留塩素等の検査は、給水栓で1日1回行います。また、一般細菌、大腸細菌等の水質基準9項目の検査については、給水栓において月1回行います。
  - イ 年1回以上あるいは3年に1回以上に検査の回数を緩和することが可能な水質基準項目については、給水栓の過去の検査結果により、年1回あるいは3年に1回行います。
  - ウ 浄水場及び水源の検査回数については、それぞれの状況に応じて設定します。

## 2 水道事業の概要

### (1) 給水状況

令和5年12月末

区 分	内 容
給 水 区 域	滑床観光施設
計 画 給 水 人 口	300 人
給 水 戸 数	3 戸
計 画 一 日 最 大 給 水 量	130 m <sup>3</sup>
一 日 平 均 給 水 量	80 m <sup>3</sup>
一 人 一 日 最 大 給 水 量	400ℓ

### (2) 水源名称及び種別

水 源 名	種 別
滑 床	表流水

### (3) 浄水場の名称及び浄水処理方法

浄 水 場 名	水 源 名	配 水 能 力	処 理 方 法
滑床浄水場	滑 床	130.0 m <sup>3</sup>	緩速ろ過

### 3 原水及び浄水の水質状況

#### (1) 原水の水質状況

原水水質の汚染要因及び水質管理上留意すべき水質項目

浄水場名	原水水質の汚染要因	水質管理上留意すべき水質項目
滑床浄水場	降雨時における高濁水発生	濁度

#### (2) 浄水の水質状況

水道法に基づき毎日検査等を行い、水道水の水質の安全性を確認しています。

### 4 水質検査

#### (1) 検査項目と検査回数

検査の種類	項目数	内 容
毎日検査	3	色、濁り、消毒の残留効果の検査
水質基準項目	51	水道水が備えるべき水質上の要件で、人の健康を確保するため、また生活利用上障害を生じさせないために定められたもの。
クリプトスポリジウム汚染指標菌	2	クリプトスポリジウムの汚染指標である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査

##### ア 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果については、毎日、万年荘の指定管理者である森の国ネット及び水際のロッジの運営事業者である株式会社サン・クレアにおいて検査を行います。

##### イ 基準項目検査

水質基準項目 51 項目（表 1）について、水質検査計画（表 2）に基づき検査します。

また、クリプトスポリジウム汚染指標菌検査については、年 1 回の原水検査時に行います。

##### (ア) 毎月検査の項目（9 項目）

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度

##### (イ) 年 4 回検査の項目（12 項目）

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

(ウ) その他の項目 (30 項目)

上記(ア)、(イ)以外の 30 項目については検査結果により、年 4 回、年 1 回、3 年に 1 回の頻度で検査を行います。

(エ) 水質管理目標設定項目

ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) については、水道水の安全性を確認するため、原水について年 1 回水質検査を行います。

ウ 水質検査頻度及び検査の省略について

検査頻度は、水道法施行規則に基づき設定しており、表 1 中、N o 1、2、38、46 ~51 は 1 か月に 1 回、また、N o 10、21~31 は 3 か月に 1 回の頻度で検査を行います。なお、これらの項目については検査頻度を省略することはできません。

また、N o 42、43 については、この物質の原因となる藍藻類の発生時期（主に夏場）に月 1 回以上の頻度で検査を行います。

その他の項目は、3 か月に 1 回実施することになっており、また、過去 3 年間の検査結果（表 1）により、3 か月に 1 回、1 年に 1 回、3 年に 1 回、若しくは検査そのものを省略することができます。

(ア) 過去の検査結果が基準値の 1 / 2 以下で、原水水源の状況や配管からの溶出等に問題がなければ 3 年に 1 回の検査に省略できる。

(イ) 過去 3 年間の検査結果が基準値の 1 / 5 以下なら年に 1 回、1 / 10 以下なら 3 年に 1 回の検査に省略できる。

(ウ) N o 6（鉛及びその化合物）、34（鉄及びその化合物）については、配管から溶出のおそれがある為、年に 4 回検査を行います。

(エ) N o 9（亜硝酸態窒素）、11（硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素）、12（フッ素及びその化合物）は過去の検査結果から、年 4 回とします。

(オ) 省略可能項目の（ウ）、（エ）以外は、原水及び浄水の検査結果と水源の状況から判断して、3 年に 1 回の検査とします。

表1 水質検査項目の検査

番号	項目	基準値 mg/ℓ	過去3年間の最高値 mg/ℓ	水質検査の 基本回数	省略の 可否	検査実 施頻度
1	一般細菌 (1mℓ中)	100 個/mℓ以下	8	1 回/月	不可	1 回/月
2	大腸菌	不検出	陰性	1 回/月	不可	1 回/月
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	4 回/年	省略可	4 回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満	4 回/年	省略可	4 回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	4 回/年	省略可	4 回/年
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	4 回/年	不可	4 回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.5	4 回/年	省略可	4 回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.05 未満	4 回/年	省略可	4 回/年
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.01 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
21	塩素酸	0.6 以下	0.27	4 回/年	不可	4 回/年
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満	4 回/年	不可	4 回/年
23	クロロホルム	0.06 以下	0.012	4 回/年	不可	4 回/年
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.009	4 回/年	不可	4 回/年
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001 未満	4 回/年	不可	4 回/年
26	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	4 回/年	不可	4 回/年
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.015	4 回/年	不可	4 回/年
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.007	4 回/年	不可	4 回/年
29	プロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003	4 回/年	不可	4 回/年
30	プロモホルム	0.09 以下	0.001 未満	4 回/年	不可	4 回/年
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.005 未満	4 回/年	不可	4 回/年
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.04	4 回/年	省略可	4 回/年
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.02	4 回/年	省略可	4 回/年
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	3.0	4 回/年	省略可	1 回/3 年
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
38	塩化物イオン	200 以下	5.3	1 回/月	不可	1 回/月
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 以下	5	4 回/年	省略可	1 回/3 年
40	蒸留残留物	500 以下	21	4 回/年	省略可	1 回/3 年
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	発生時期に 月1回以上	省略可	1 回/3 年
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満		省略可	1 回/3 年
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	4 回/年	省略可	1 回/3 年
46	有機物 (全有機炭素 (TOC)の量)	3 以下	1.06	1 回/月	不可	1 回/月
47	pH 値	5.8~8.6	7.35	1 回/月	不可	1 回/月
48	味	異常でない	異常なし	1 回/月	不可	1 回/月
49	臭気	異常でない	異常なし	1 回/月	不可	1 回/月
50	色度	5 度以下	3.7	1 回/月	不可	1 回/月
51	濁度	2 度以下	1.8	1 回/月	不可	1 回/月



## (2) 採水場所

浄水場名	配水地区名	検査箇所数	採水場所
滑床浄水場	観光施設	1	万年荘

## 5 臨時の水質検査

水質異常が発生して、水道水が水質基準に適合しない恐れがある場合には、直ちに取水を停止するとともに、水源、原水、給水栓などの水質検査を臨時に行います。

なお、水質検査項目は基本的に全項目としますが、状況に応じて項目を決定します。

### (1) 水源の水質が著しく悪化した時

ア 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合

イ 集中豪雨、洪水の時

ウ 渇水の時

エ 障害生物が増殖した時

### (2) 水源に異常があった時

ア 臭気または味に著しい変化が生じた場合

イ 魚が死んで多数浮上した場合

### (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等で消化器系感染症が流行している時

### (4) 浄水過程に異常があった時

### (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある時

## 6 水質検査の実施方法

水質検査は、水道事業者自らが行うことが原則となっていますが、毎日検査以外の水質基準項目の検査については、水道法第20条第3項の規定により南予地方水道水質検査センターにて共同検査して行います。

なお、一部の検査については、業務の効率化を図るため、外部検査機関へ委託して行います。

## 7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度ごとに策定して公表します。また、この計画に基づいて行った検査の結果についても、年度終了後、直ちにとりまとめ、公表するとともに水質の改善や次年度の検査計画に反映いたします。

### (1) 水質検査計画の公表

町ホームページに掲載

### (2) 検査結果の公表

町ホームページに掲載

## 8 その他

### (1) 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は、多種多様にわたっており、中には軽微量の測定項目もあります。水質検査に係る測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を有している南予地方水道水質検査協議会（南予地方水道水質検査センター）において共同検査して水質検査を実施します。

南予地方水道水質検査センターにおいては、原則として、基準値の1/10の定量下限を確保し、1/10付近の変動係数（CV値）が無機物では10%以内、有機物では20%以内の精度で水質検査を行います。また、精度管理のため、愛媛県立衛生環境研究所の「精度管理研究会」及び厚生労働省の「水道水質検査の精度管理に関する統一資料調査」に参加し、検査の精度向上に努めています。

### (2) 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合は、南予水道水質検査協議会との連絡体制を活用し、愛媛県土木部道路都市局都市整備課、宇和島保健所その他関係機関と情報交換を図りながら現地調査を行うとともに、必要な助言を受け、安全でおいしい水道水を供給することができるよう水質管理に努めます。



過去3年間の水質検査結果

滑 床 浄水場

番号	項 目	基準値 mg/ℓ	検 査 結 果				省略の 可 否	検査実 施頻度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	最高値		
01	一般細菌 (1mℓ中)	100個/mℓ	6	8	5	8	不可	1回/月
02	大腸菌	不検出	陰性	陰性	陰性	陰性	不可	1回/月
03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			0.0003未満	省略可	1回/3年
04	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			0.00005未満	省略可	1回/3年
05	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			0.001未満	省略可	1回/3年
06	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	省略可	4回/年
07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			0.001未満	省略可	1回/3年
08	六価クロム化合物	0.05以下	0.002未満	0.002未満		0.002未満	省略可	1回/3年
09	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	省略可	4回/年
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.4	0.5	0.5	0.5	省略可	4回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	省略可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.01未満			0.01未満	省略可	1回/3年
14	四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満			0.0002未満	省略可	1回/3年
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			0.005未満	省略可	1回/3年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満			0.001未満	省略可	1回/3年
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満			0.001未満	省略可	1回/3年
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			0.001未満	省略可	1回/3年
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			0.001未満	省略可	1回/3年
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			0.001未満	省略可	1回/3年
21	塩素酸	0.6以下	0.11	0.22	0.27	0.27	不可	4回/年
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	不可	4回/年
23	クロロホルム	0.06以下	0.006	0.012	0.006	0.012	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸	0.04以下	0.006	0.009	0.007	0.009	不可	4回/年
25	ジブromokクロロメタン	0.1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	不可	4回/年
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	不可	4回/年
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.008	0.015	0.009	0.015	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸	0.2以下	0.005	0.007	0.003	0.007	不可	4回/年
29	ブromोजクロロメタン	0.03以下	0.002	0.003	0.003	0.003	不可	4回/年
30	ブromホルム	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.005未満			0.005未満	省略可	1回/3年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.04	0.03	0.04	0.04	省略可	4回/年
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.02	0.02	0.02	0.02	省略可	4回/年
35	銅及びその化合物	1以下	0.01未満			0.01未満	省略可	1回/3年
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	3.0			3.0	省略可	1回/3年
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			0.005未満	省略可	1回/3年
38	塩化物イオン	200以下	5.0	4.7	5.3	5.3	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300以下	5			5	省略可	1回/3年
40	蒸留残留物	500以下	21			21	省略可	1回/3年
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			0.02未満	省略可	1回/3年
42	ジェオスミン	10ng以下	1未満			1未満	省略可	1回/3年
43	2-メチルイソボルネオール	10ng以下	1未満			1未満	省略可	1回/3年
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			0.005未満	省略可	1回/3年
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			0.0005未満	省略可	1回/3年
46	有機物 (全有機炭素 (TOC)の量)	3以下	1.06	0.95	1.1	1.06	不可	1回/月
47	pH値	5.8~8.6	7.02	7.33	7.35	7.35	不可	1回/月
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	不可	1回/月
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	不可	1回/月
50	色度	5度以下	3.0	3.2	3.7	3.7	不可	1回/月
51	濁度	2度以下	1.6	1.8	1.2	1.8	不可	1回/月



省略不可(毎月)  
省略不可(年4回)



過去3年間の検査結果により省略可  
藻類の発生状況により省略可